

都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同法第 8 1 条第 3 項の規定により公告します。

平成 2 2 年 1 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

1 監督処分の相手方

京都市山科区勸修寺瀬戸河原町 2 1 番地

有限会社ヤマタイ

取締役 山本 泰治

2 違反行為地

京都市山科区大宅奥山田 8 1 番地

3 違反行為の内容

都市計画法第 4 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていない建築工  
事を行っていること。

4 監督処分（命令）の内容

直ちに工事を停止するとともに建築物の使用を禁止すること

5 命令を行った日

平成22年1月20日

(都市計画局都市景観部開発指導課)